

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	151	地球温暖化対策の推進					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築					
施策	01	環境への負荷の低減					
事業内容							
目的	平成17年度に策定した「新宿区省エネルギー環境指針」に基づき、地球温暖化防止に寄与する様々な取組みを進めていくために、区民や事業者(特に中小事業者)の省エネ行動を広く支援・促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。						
対象・手段	区民・事業者等の意識改革のために、環境学習情報センターを核に啓発事業を推進し、人々のライフスタイルを環境に配慮したスタイルへ転換させていきます。						
成果(事業が意図する成果)							
区民や事業者の省エネ意識の向上を図り、二酸化炭素排出量の削減につなげていきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
省エネナビモニター件数		家庭向けに省エネナビを貸出し、成果を報告していただくモニターの件数です。			(平成19年度) 100件の水準達成		
新宿エコワングランプリ応募件数		区が実施する家庭・事業所等における省エネの取組み、アイデア、成果等のコンテストへの応募件数(個人・家族部門、グループ部門、事業者部門の合計)です。			(平成19年度) 50件の水準達成		
省エネ技術研修セミナー参加者数		省エネ技術研修セミナーに参加した事業者の件数です。			(平成19年度) 100件の水準達成		
成果の達成状況							
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業成果指標	目標値1		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績1		0.00	0.00	0.00	37.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	37.00	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	50.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	56.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	112.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	79.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	79.00	
事業の実施内容							
平成18年度							
平成19年度	中小事業者向けに 環境経営コンテスト 省エネルギー診断2件 エコアクション21等認証取得費用助成1件 研修セミナー3回。区民向けに 環境にやさしい暮らしコンテスト 省エネナビ貸出し37台 環境家計簿普及事業130名 省エネ連続講座3回 地域環境イベント。学校向けに 普及啓発パンフレットの作成。区自らの取組みで 庁有車へのアイドリングストップ装置の装着59台 を実施しました。						

部名称		環境清掃部			課名称		環境対策課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	0	0	18,816		
	人件費	千円	0	0	0	24,780		
	事務費	千円	0	0	0	0		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	0	43,596		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	0	43,596		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	0	43,496		
	特定財源		0	0	0	100		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	0.00	99.77		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	3.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>区民や事業者に対して、意識啓発、支援を行っていく上で、効果的なPR方法を用いて広く推進していくことが重要です。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	区民・事業者等へのPR、参加募集方法のより一層の工夫が課題ですが、着実に取り組みが広がっています。					
	実施の成果	2	区民・事業者等への様々な普及啓発活動により、イベントでの反応やアンケート調査の結果等における地球温暖化問題に対する意識は高まっています。					
	効率性	3	環境学習情報センターを中心に区民・事業者等との協働により、効果的に事業を推進しています。					
	行政の関与	3	地球温暖化対策推進法に定められているとおり、区が主導して区民や事業者に対する意識啓発、支援を推進し、区民・事業者・区が一体となって地球温暖化防止に取り組んでいかなければなりません。					
	妥当性	3	国の京都議定書目標達成計画に基づいた「新宿区省エネルギー環境指針」の目標達成に向けて、区民・事業者等の省エネへの取り組みの実践を促進していくことは、環境への負荷を低減するために必要です。					
	施策寄与度	2	地球温暖化防止の取り組みを推進することで、環境への負荷の少ない社会をつくっていくことに寄与していますが、より一層の効果을上げていく必要があります。					
総合評価	<p>「新宿区省エネルギー環境指針」に掲げられた二酸化炭素排出量削減に向けて、環境学習情報センターを核として区民・事業者等との協働により、家庭・事業所における省エネの取り組みを支援・促進しています。環境への負荷の少ない社会を目指して、地域における取り組みが着実に広がっています。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針	<p>平成19年度に改定した「新宿区環境基本計画」に基づいて、区内の二酸化炭素排出量の削減目標を年度毎に設定し（平成20年度 89,000t）、区民・事業者等に周知していきます。</p> <p>また、家庭や事業所において、「みどりのカーテン」の普及等を実施するとともに、庁舎・公園等への太陽光・風力発電設備の設置等、区自らも率先して取り組んでいきます。さらに、区外の森林を保全することにより区内の二酸化炭素排出量を削減するカーボンオフセットの仕組みづくり等、独自の取り組みも進めていくために、第一次実行計画「51地球温暖化対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。</p>						方向性	
							4	
							拡大	